

○現況届（毎年6月に提出）

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※平成24年3月まで「子ども手当」を受けていた方は、「児童手当」の認定請求書の提出が不要ですが、6月に「現況届」の提出が必要です。

【現況届に必要な添付書類】

- ・請求者が被用者（会社員など）の場合 → 健康保険被保険者証の写しなど
- ・その年の1月1日に、東通村に住民登録のなかった方 → 前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書（前年分）

その他、請求者名義の金融機関口座番号のわかるものなど、必要に応じて提出していただく書類があります。

＜お問い合わせ先＞ 東通村 いきいき健康推進課 児童手当係 ☎ 28-5800

東通村地域密着型介護老人福祉施設整備の公募について

東通村では、第5期介護保険事業計画に基づき、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型介護老人福祉施設の整備事業者を募集し、事業の適正な運営を確保するとともに、より良いサービス提供が期待できる事業者を公平、公正に選定します。今回の公募に申し込みされる場合は、提出すべき書類を添えて期日までに提出してください。

●公募する地域密着型サービス事業の内容

種類	地域密着型介護老人福祉施設
整備数	1施設
定員	29人以下
形態	ユニット型
圏域	東通村全域

●応募要件

社会福祉法人（既に社会福祉法人の法人格を有している事業者）

●提出期間及び提出場所

提出期間及び受付時間	提出場所（お問合せ先）
●平成24年6月 1日（金）から 平成24年6月29日（金）まで ● 9:00～12:00 13:00～16:30 （土曜日・日祝祭日は除く）	青森県下北郡東通村大字砂子又字里17番地2 東通村保健福祉センター内 東通村いきいき健康推進課 福祉ぬくもりグループ 介護保険担当 電話0175-28-5800

■ 提出すべき書類、公募要件等、詳しい内容は「公募要項」でご確認ください。

■ 「公募要項」は東通村いきいき健康推進課で配布しております。